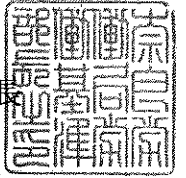


関係各位

厚生労働省奈良労働局労働基準部長



奈良県最低賃金の改正決定に係る広報について（お願い）

平素は、労働行政の運営に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、奈良県最低賃金は、奈良地方最低賃金審議会の調査審議を経て、本年10月1日から時間額896円に改定することになりました。

最低賃金は、労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしており、その履行確保のためには、制度や金額を周知広報することが、大変重要と考えておりますので、今回の改正決定の内容につきまして、貴団体の広報紙（誌）にご掲載いただく等、奈良県最低賃金の周知広報にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、奈良県内の中小零細規模の事業所が円滑に賃金の引上げに取り組めるよう、奈良労働局では支援策として「業務改善助成金」等の活用をご案内しておりますので、こちらも奈良県最低賃金とあわせて周知広報をお願い申し上げます。

なお、広報文例を同封するとともに、奈良労働局のホームページからダウンロードできますのでよろしければご活用ください。ご掲載いただいた記事等につきまして、後日、郵便またはファックス等によりお送りいただければ幸いです。

例年お送りしています広報用ポスター、リーフレットにつきましては、後日、別便にてお送りいたします。

貴団体及び関連団体が民間企業へ業務委託を行っている場合は、奈良県最低賃金の改定に際し、業務委託先において最低賃金法違反が生じることのないようご配慮をお願い申し上げます。

【 問合せ先 】

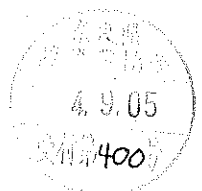
奈良労働局労働基準部賃金室

〒630-8570

奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎

電 話 0742-32-0206

ファックス 0742-32-0212



文例 1

**奈良県最低賃金**

**896円**

**令和4年10月1日発効**



奈良労働局賃金室 0742-32-0206

文例 2

**奈良県最低賃金**

時間額

**896円**

令和4年10月1日発効

奈良労働局・労働基準監督署

文例 3

**奈良県最低賃金が改定されました**

奈良県最低賃金 時間額 896円

【発効日】令和4年10月1日

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。

奈良労働局・労働基準監督署


生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください  
問合せ先 コールセンター0120-366-440

文例 4

**奈良県最低賃金**

時間額 **896円**

**令和4年10月1日発効**



守ってね！最低賃金。

奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等  
すべての労働者に適用されます。 奈良労働局賃金室 0742-32-0206

中小零細規模の事業者の皆様へ  
生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください  
詳しくは奈良労働局または厚生労働省ホームページをご参照ください  
・賃金引上げを支援（生産性の向上）  
→業務改善助成金コールセンター0120-366-440

文例 5

**奈良県最低賃金**  
**必ずチェック!** 時間額 **896円**  
 (令和4年10月1日発効)



奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト、派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

奈良労働局・労働基準監督署

文例 6

**奈良県最低賃金**  
**時間額 896円**  
 (令和4年10月1日発効)

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。

生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください  
 問合せ先 コールセンター  
 0120・366・440

文例 7

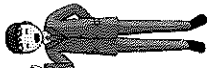

**奈良県最低賃金**  
**時間額 896円** (令和4年10月1日発効)

奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト、派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

奈良労働局賃金室 0742・32・0206

最低賃金を  
守りましょう!

生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください  
 問合せ先 コールセンター 0120・366・440

文例 8

令和4年  
10月1日発効

**奈良県最低賃金**  
**守ってね! 最低賃金。**  
**時間額 896円**

奈良労働局・労働基準監督署